

狛江市地域包括支援センター運営協議会設置規則 (平成25年3月27日規則第23号)

最終改正: 令和3年1月15日規則第6号

改正内容: 令和3年1月15日規則第6号 [令和3年1月15日]

○狛江市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成25年3月27日規則第23号

改正

平成26年4月9日規則第21号
平成26年12月15日規則第65号
令和2年6月18日規則第42号
令和3年1月15日規則第6号

狛江市地域包括支援センター運営協議会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市附属機関の設置に関する条例(平成25年条例第3号)第2条に基づき設置する狛江市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる委員12人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された介護保険の居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者
- (2) 施設サービス従事者
- (3) 居宅サービス事業関係者
- (4) NPO等の地域サービス関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 包括的支援事業の受託事業者職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再選を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、介護保険法(平成9年法律第123号)に係る地域支援事業を担当する課が行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月9日規則第21号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の狛江市地域包括支援センター運営協議会設置規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年12月15日規則第65号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に委嘱してある委員の任期は、従前の例による。

付 則 (令和2年6月18日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年1月15日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。